

千葉県難病対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条第1項に基づき、千葉市の難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）に対する支援体制の課題を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の体制整備等について協議するため、千葉県難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 難病患者等に対する支援体制の課題の情報共有に関すること。
- (2) 地域における関係機関の緊密な連携に関すること。
- (3) 難病対策の体制整備等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(組織)

第3条 協議会委員は、難病患者等への支援にかかわる医療、保健、介護、福祉分野の各関係機関や団体から選出された委員をもって組織する。

(運営等)

第4条 協議会の運営等は、一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第6条 協議会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第7条 協議会は、年1回以上開催するものとし、座長が招集する。

- 2 座長は協議会の議事を整理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 座長は、必要と認めるときには、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の関係者は、協議会及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、千葉県保健福祉局健康福祉部健康支援課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健

福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。